判決要約

No. 323

番号 概 要 キーワード

1 事件番号(裁判所) 2 判決言渡日(判決)

3 原告(控訴人)

4 被告(被控訴人)

5 出願番号等

6 要約

323 訂正審判の審決において、一致点の認定の誤り・相違点の看過があり、審決の結論に -1 影響することが明らかとして、審決が取り消された

訂正審判,一致点の認定,相違 点の看過

- 1. 平15 (ケ) 293号 (東高3知)
- 2. 平16. 12. 9 (容認)
- 3. インターディジタル テクノロジー コーポレーション
- 4. 特許庁長官
- 5. 特許 2979064 号
- 6. **経緯**: 訂正審判に対する審決理由は、本件訂正発明は、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許出願の際独立して特許を受けることができないものであるから、本件訂正は認められないとするものであった。

判示事項:本件訂正第1発明に係る構成は、「無線周波数(RF)電話システムの複数の順方向及び逆方向搬送波周波数であって各々が<u>互いに同期した</u>複数の時間スロットを含むとともにアナログ音声信号1チャンネル分の関連の所定の帯域幅を有する複数の順方向及び逆方向搬送波周波数に複数の音声信号チャンネルを形成する市外通話同等の通話品質のディジタル陸上通信システム」であり(下線部が本件訂正箇所)、本件訂正は、順方向及び逆方向搬送波周波数について、その各々が「互いに同期した」複数の「時間」スロットを含むことを限定したものである。一般に、同期とは、「作動を時間的に一致させること」(広辞苑第5版)であり、上記特許請求の範囲の記載からすれば、本件訂正第1発明の複数の順方向及び逆方向搬送波周波数であって「各々が互いに同期した複数の時間スロットを含む」とは、各々の搬送周波数(チャンネル)が

複数の時間スロットを含み、各搬送周波数チャンネル間で対 応する時間スロットが互いに同期することを意味するものと 解するのが自然である。

一方、刊行物1の方式では、下り回線と上り回線とでタイムスロットの数が異なるし、情報部用のタイムスロットに関して、下り回線と上り回線とでは時間幅が異なることになり、下り回線と上り回線が互いに同期した複数のタイムスロットを含むということができないことになる。被告は、本件訂正第1発明の「同期」は、本件訂正明細書にいう「加入者局は、加入者局の位置に起因する伝送往復遅延を相殺するための小時間量だけ自己の伝送を基地局に対して進める。この方法による結果、基地局が受信中であるすべての加入者局からの伝送は相互に正しい位相関係にあること」を意味するものではないと主張する。

しかし、本件訂正第1発明の「互いに同期した複数の時間スロット」が、複数の順方向及び逆方向周波数(チャンネル)間での複数の時間スロットの同期を意味すると解すべきこと、また、刊行物1の方式が、本件訂正第1発明と同様の同期系の構成をとるものであるとしても、その具体的な構成において、下り回線と上り回線のタイムスロットが同期しているといえないことなどから、被告の上記主張は採用できない。

(特 126 条) 重要度☆ (伴 誠一)

3 2 3

特許発明「遊技機」の請求項1に対する特許取消決定が維持された

容易想到性

- 1. 平16 (行ケ) 159号 (東高1知)
- 2. 平17. 1. 26 (棄却)
- 3. (株)三洋物産
- 4. 特許庁長官
- 5. 特許 3266137 号,異議 2002-72242 号
- 6. (1) 本件発明は、遊技動作を制御する制御回路基板を内部に収納するケースにおいて、前記制御回路基板の電子部品が実装される部品面のほぼ全域を前記収納ケースの合成樹脂製の透明板から透視し得るようにする一方、前記収納ケースの底板部に基板を固定する基板固定ピンを突接し、該基板固定ピンにより前記収納ケースの底板部と前記制御回路基板のハンダ面との間に空間を形成すると共に、該空間のほぼ全域を側方から透視し得るようにしたことを特徴とする遊技機における制御回路基板の収納ケースである。
 - (2) 取消事由 1 (刊行物 1 発明を主引用例とする本件発明の容易想到性の判断の誤り) についての判断: 刊行物 2 には、遊技動作を制御する、MPU、RAM と ROM とが取付けられた回路基板を収納する回路基板ケースにおいて、回路基板ケースが上ケースおよび下ケースからなること、下ケースの下面板の四隅には、導電性の取付部が設けられ、この取付部と回路基板に形成されている取付孔とを合致させてビス止め

することにより、下面板に回路基板が固定されること、下面 板と回路基板との間に第2空間部が形成された状態になるこ とが開示されていると認められる。また、刊行物3には、制 御回路基板用ボックスの固定板に制御回路基板を係止するた めの取付ボスが突設され, 基板取付ボスに制御回路基板の四 隅に突設した取付穴を合致させてビス止めすることにより, 固定板に制御回路基板が固定されることが記載されていると 認められる。したがって、遊技動作を制御する制御回路基板 を内部に収納する収納ケースにおいて、前記制御回路基板の 電子部品が実装される部品面のほぼ全域を前記収納ケースの 合成樹脂製の透明板から透視し得るようにした遊技機におけ る制御回路基板の収納ケースという点で一致している発明が 開示されている刊行物1に接した当業者において, 前記周知 事項を想起して「収納ケースの底板部に基板を固定する基板 固定ピンを突設し、該基板固定ピンにより前記収納ケースの 底板部と前記制御回路基板のハンダ面との間に空間を形成す ると共に, 該空間のほぼ全域を側方から透視し得るようにす る」という構成(相違点 1)を想到することは容易であった と認められる。

> (特 29 条 2 項, 113 条 2 号) 重要度☆ (曽々木 太郎)

- 323 | 往年のロックバンドの解散コンサートを題材とする映画の著作物(本件作品)を再編
 - 3 │集した DVD の頒布の差し止め請求等が一部認容された

映画の著作物、職務著作、複製 権、翻案権、同一性保持権、氏 名表示権、許諾、媒体

- 1. 平15 (ワ) 3184号 (東地47民)
- 2. 平17. 3. 15 (一部認容)
- 3. (株)テル・ディレクターズ・ファミリィ

Α

- 4. ユニバーサルミュージック(株)
- 6. 背景: 昭和50年、ロックバンド「キャロル」の解散コンサートが行われた。本件作品「グッドバイ・キャロル」は、原告会社の撮影、原告 A (原告会社の設立代表者) の監督により制作され、その年にテレビ放送された。昭和59年頃、本件作品を再編集(一部の部分の削除、曲の追加および順序変更、写真の挿入、音源のモノラルからステレオへの変更等) したビデオカセット商品「燃えつきるキャロル・ラスト・ライブ」(本件ビデオ) が被告の前身会社により製作販売された。その編集作業は原告会社により行われた。

平成15年になって、本件ビデオと映像が同一で媒体をDVDにした「燃えつきるキャロル・ラスト・ライブ」(本件DVD)と、キャロルのベスト盤CD「ザ★ベスト」(本件CD)が被告により製作販売された。被告はこれらの商品の宣伝のため、本件作品の一部を使用して合成・特殊効果の編集をした「ファンキー・モンキー・ベイビー」のプロモーション映像を製作し、テレビ放映や街頭上映を行った。さらに被告は、この映像を収録した特典DVDを、本件CDの初期購入特典として本件CDに付加して販売した。

事案:原告会社は本件作品の著作権に基づき、原告 A は著作者人格権に基づき、被告に対し、本件ビデオ及び本件 DVD が本件作品の複製であり、特典 DVD 及びそのプロモーション映像が本件作品の翻案である等として、差し止めや損害賠償等を求めた。

主な争点: (1) 本件作品の著作者及び著作権者は誰か。(2) 本件ビデオは本件作品の許諾による複製か。(3) 本件 DVD の作製は本件ビデオについての許諾の範囲内か。(4) 特典 DVD 及びそのプロモーション映像は本件作品の翻案等か。

判示事項:(1) 原告 A は、本件作品の企画段階から完成に 至るまでの全製作過程に関与し、監督を務め、機材等の手配 をし、内容を決定し、撮影、編集作業のすべての指示を自ら 行っており、本件作品の「全体的形成に創作的に寄与した者」 と認められ、著作者である。

と認められ、著作者である。 本件作品の製作に関して、原告 A が被告の前身会社の指揮 監督下でその手足として撮影だけを担当したものとはいえ ず、本件作品は被告の前身会社の職務著作ではない。解散コンサートを主催等したのはキャロルのマネージメント会社で あったとしても、本件作品に係る事項は対外的にもすべて原 告会社が行っている。原告会社は、テレビ局等との関係にお いて、本件作品の権利主体として契約を締結し、経済的な収 入の主体となっている。したがって本件作品の製作者は、原 告会社であり、被告の前身会社等ではない。

- (2) 本件ビデオは、具体的表現に多少の修正、増減、変更等が加えられているものの、表現上の同一性が実質的に維持されているので、本件作品の複製である。本件ビデオについて原告 A または原告会社は、本件作品の複製であることを認識した上で複製頒布を被告の前身会社に無償で許諾していたものと認められる。
- (3) 本件ビデオの複製が許諾された昭和 59 年当時,原告会社ないし原告 A が 20 年後に DVD が販売されることまで念頭に置いていたとは解されない。よって,媒体が変わることにより著 63 条 2 項の「利用方法及び条件」が変わることになるから,本件 DVD の製造販売には再び原告会社の許諾が必要である。
- (4) 時間としては短いものの、本件作品の中で特徴的な映像が使用されていることから、基の映像が本件作品であることを容易に看取でき、本件作品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる。よって特典 DVD 及びそのプロモーション映像は本件作品の翻案であり、原告会社の翻案権および原告 A の同一性保持権を侵害する。また、特典 DVDには原告 A の氏名が表示されていないので、原告 A の氏名表示権を侵害する。

(著 15 条 1 項, 16 条, 29 条 1 項, 63 条 2 項) 重要度☆ (岡戸 昭佳)

お詫びと訂正

パテント誌7月号に掲載された記事「広い特許クレームの解釈について一特に化学・バイオ関連発明の場合ー」は、 日本知的財産協会発行の「知財管理」5月号に掲載された同タイトルの記事と同一内容であり、調査の結果、遺憾 ながら、二重投稿でありましたことをご報告いたします。 パテント編集委員会

From Editors

編集後記

インタビューというのは、いわゆる"オフレコ"の部分が削られてしまうので、実際には原案の半分以下になってしまいます。本当は「掲載したい」というところが多いのですけれども、仕方のないことです。そのオフレコの部分を知ることができるというのが"委員の特典"というところでしょうか。 (真実の口)

「今年の4月から、初めてパテント編集委員会に所属させていただきました。なかなか思うように参加できませんでしたが、毎月の査読や判決の読み込みは結果として自身の勉強にもなっています。パテント誌が、実に多様で貴重な情報を発信していることに改めて気づきました。 (Ta)」

初めてパテント誌の編集に関わりました。従来は目次を眺め見て興味ある部分を拾い読みする程度でしたが、編集委員として改めて原稿を拝見してみると素晴らしいものもあり、会員以外の方の寄付の要望や購読が増えてきているといった状況も頷ける気がしました。 (I. T)

今回、初めてパテント誌編集に携わりました。よく分からないことも多く、また周囲の方の見よう見まねでここまで来てしまいました。無事に発行にこぎつけまして、記事を寄せて頂きました方々をはじめ多くの方にお礼申し上げます。さて、弁理士受験から解放されて幾年が過ぎ、日々の業務に追われる毎日を送っていると、知財を取り巻く世の中の動きからは遠ざかってしまいがちです。今回の特集の1つ、荒井寿光元特許庁長官との座談会では、そういう普段のミクロの視点から、久々にマクロの視点で物事を捉えることができた貴重な時間を過ごすことができました。これからもこのような企画を考えていきたいです。 (R)

本年度途中よりパテント編集委員となり、初めて今月号を担当 しました。

初めてのことで、何かなにやら良く分からないうちに、無事発 行することができました。無事発行できたのも荒井元長官や御執 筆頂いた方のおかげだと思います。この場をお借りして心から御 礼申し上げます。

知財立国が叫ばれてから数年が立ちましたが、周囲の弁理士に対する期待に果たして十分に応えられているのか、と考えさせられました。日々の仕事はもちろんのこと広い視野にたった弁理士を目指したいものです。 (T. O)

特集≪TLO の知財管理と弁理士≫

次号の特集は、TLO における知財管理と弁理士の係わり合いについてのアンケート結果と TLO として 山梨 TLO と東京理科大学の活動、そして北九州 TLO のインタビュー記事を掲載します。